

### 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

#### (1) 相談支援と情報提供

##### ア 現状と課題

- 拠点病院等は、整備指針に基づき「がん相談支援センター」を設置し、国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」を修了した相談員による相談業務を実施してきました。
- 県は「地域統括相談支援センター」を設置し、がんに罹患した経験を持つ相談員（以下「ピアサポーター」という。）による相談業務や、(財)日本対がん協会が作成した養成研修プログラムを用いたピアサポーター養成研修の開催、患者等との意見交換会などを実施してきました。
- 拠点病院等においては、患者やその家族に対して、治療の早期からがん相談支援センターを活用することについて、主治医等からの周知が不十分であることが課題です。
- がん患者やその家族に対しがんに関する情報を提供するため、県は、拠点病院等と連携し普及啓発資料の作成・活用を進めてきました。
- がんに関する情報提供等については、定期的に患者会等による講演会や、患者サロン<sup>\*</sup>等が実施されており、今後も継続する必要があります。また離島においては、がんに関する図書の充実を図ってきました。  
※患者や家族等関係者が語り合う交流の場（おきなわがんサポートハンドブック 2017 より）。

##### イ 分野目標と施策

###### (ア) 分野目標

- がん患者やその家族が、がんにより生じた心配、悩みなどが軽減されている

###### (イ) 施策

- 施策目標 1 患者とその家族が、適切な時期に質の高い相談ができている

<p><b>施策 1. がん相談支援センター及び地域統括相談支援センターの充実・活用を推進する</b></p>
<p>○県、拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者やその家族に対し、がん相談支援センターの活用を勧めるよう組織的に取り組むとともに、相談体制の充実を図る。</p> <p>○拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、「国立がん研究センター認定がん相談支援センター」認定事業による認定取得に努める。</p>
<p><b>施策 2. 関係機関が協働し、相談支援・情報提供の連携協力体制を構築する</b></p>
<p>○県、拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、がん患者等への相談支援の実施にあたり、関係機関（地域の医療機関やハローワーク等の就労支援関係団体など）と組織横断的に連携し、必要な情報共有を行う体制を整備する。</p>
<p><b>施策 3. ピアサポーターの活用を図る</b></p>
<p>○拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、ピアサポーターの活用を図る。</p>

○ 施策目標2 ライフコースに応じた情報が、がん患者やその家族に届いている

施策1. がんに関する普及啓発資材の活用を進める
○拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者やその家族に対し、障害等の関係でコミュニケーションに配慮が必要な者等を考慮しつつ、県等が作成する普及啓発資材を活用しながら、がんに関する情報を、がん告知時等適切な時期に提供するよう取り組む。

ウ 指標

目標	指標	現状値（県）	目標値	出典
がん患者やその家族が、がんにより生じた心配、悩みなどが軽減されている	（参考）「問23. がんと診断されたとき、病気のことや療養生活に関する様々な疑問について相談できる場がありましたか？」という問いに対し、1. あった、と回答した患者の割合（相談できる環境があると感じた患者の割合）	63.0%	増加	現状値：「指標に見るわが国のがん対策」（平成27年11月国立がん研究センターP280）指標全13（2012年患者体験調査）
	拠点病院等の相談支援センター数	6	維持	国立がん研究センターがん対策情報センターHPがん情報サービス（H29年4月1日現在）
患者とその家族が、適切な時期に質の高い相談ができています	拠点病院等の相談支援センターにおける相談件数	6541	増加	現況報告（H28年度調査（H28年9月1日時点））別紙35 ※現状値：H27.1.1～12.31
ライフコースに応じた情報が、がん患者やその家族に届いている	普及啓発資材（おきなわがんサポートハンドブック）の発行数	25000	25000	H29年度発行数

## (2) がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援）

### ア 現状と課題

- 就労可能年齢（20歳から64歳まで）でがんに罹患している者の数は増加するとともに、全がんの5年相対生存率は年々上昇しており、がん患者・経験者が長期生存し、働きながらがん治療が受けられる可能性が高まっています。
- 沖縄労働局は、患者が安心して復職に臨めるよう、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けたプランの作成支援や、患者の相談支援、主治医や企業・産業医と復職に向けた調整の支援を行う「両立支援コーディネーター」を、拠点病院等、関係団体、独立行政法人労働者健康安全機構との連携の下に育成・配置し、「両立支援コーディネーター」と主治医等、会社・産業医による、患者への「トライアングル型サポート体制」を構築する取り組みをおこなっています。
- 那覇公共職業安定所は、県拠点病院と連携し「長期療養者就職支援事業」を実施しており、専任の就職支援ナビゲーターによる「長期療養者職業相談コーナー」の設置や、県拠点病院への出張相談を実施しています。
- 条例では、がん予防、がん治療及び療養等に関する事業者の責務を定めており、県ではこうした事業者の責務に関し、関係機関と連携し、普及啓発や理解促進に努めてきました。
- がん患者のQOLの向上のため、生殖機能の温存等について、的確な時期に治療の選択ができるよう、関係機関と連携し、相談支援、情報提供に取り組む必要があります。



イ 分野目標と施策

(ア) 分野目標

- 就労と社会的問題について、支援が受けられている

(イ) 施策

- 施策目標 1 就労支援が受けられている

<p>施策 1. がん相談支援センターの活用を進める</p>
<p>○県、拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者やその家族に対し、がん相談支援センターの活用を勧めるよう組織的に取り組む。</p>
<p>施策 2. 関係機関の連携による就労支援を行う</p>
<p>○県、拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者やその家族に対し、がん相談支援センターを活用した就労相談に関する情報を提供する。</p> <p>○県、沖縄労働局及び那覇公共職業安定所等関係機関は連携して、がん患者等長期療養を要する者の就労支援に関する取り組みを継続する。</p> <p>○県、沖縄労働局及び那覇公共職業安定所等は、事業者の責務に関し、関係機関と連携し、普及啓発や理解促進に努める。</p> <p>○沖縄県地域両立支援推進チームの各機関が効果的に連携して治療と仕事の両立支援を推進する。</p> <p>○事業者は、産業医等関係者と連携し、従業員ががんに罹患した場合において、当該従業員が安心して治療し、又は療養することができる休暇等の環境の整備に努める。</p> <p>○事業者は、従業員の家族ががんに罹患した場合において、当該従業員が安心して当該家族を看護することができる休暇等の環境の整備に努める。</p>

- 施策目標 2 就労以外の社会的問題について支援が受けられている

<p>施策 1. がん患者が不安なく生活できる社会の実現に向けた普及啓発を行う</p>
<p>○県、医療機関及び患者会等関係機関は、患者や経験者への理解を深める取り組みを継続する。</p>
<p>施策 2. がん治療における外見変化や生殖機能の温存など、QOLの向上に関する、正しい知識の普及啓発を行う</p>
<p>○県、拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者やその家族に対し、県等が作成する普及啓発資材を活用しながら、がん治療における外見変化や生殖機能の温存など、QOLの向上に関する普及啓発に取り組む。</p>

ウ 指標

目標	指標	現状値（県）	目標値	出典
就労と社会的問題について、支援が受けられている	（参考）「問 26. がんの治療中に、治療と仕事を両方続けられるような支援または配慮を職場や仕事上の関係者から受けたと思いますか？」という問いに対し、1. そう思う、または 2. ややそう思うと回答した患者の割合（企業による就労支援体制）	55.9%	増加	現状値：「指標に見るわが国のがん対策」（平成 27 年 11 月国立がん研究センター P312）指標 c19a（2012 年患者体験調査）
	（参考）がん休職後の復職率	90.3%	増加	現状値：「指標に見るわが国のがん対策」（平成 27 年 11 月国立がん研究センター P309）指標 c14（2012 年患者体験調査）※欄外参照
就労支援が受けられている	長期療養者職業相談コーナーの相談件数			那覇公共職業安定所集計
	沖縄県地域両立支援推進チームの相談件数			沖縄労働局集計
就労以外の社会的問題について支援が受けられている	普及啓発資材（おきなわがんサポートハンドブック）の発行数	25000	25000	H29 年度発行数

【※がん休職後の復職率】

がんと診断された時、収入のある仕事をしていた患者で、「問 27. がんで初めて治療・療養した時、一定期間仕事を休みましたか？また、その後復職・復帰しましたか？」という問いに対して「2. 現在まで継続して休んでいる」、「3. 一定期間休み、その後、一度は復職・復帰した」、または「4. 一定期間休み、その後、一度も復職・復帰せずに退職・廃業した」と回答した患者のうち、「3. 一定期間休み、その後、一度は復職・復帰した」と回答した患者の割合



### (3) がんの教育・普及啓発

#### ア 現状と課題

○健康については、子どもの頃から教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることは大切です。そのため文部科学省は、学習指導要領の改訂を行い、学校教育において、段階的にがん教育が行われることとされています。

○がんの予防、早期発見、医療及び就労支援など、がんに関する様々な情報についても、県や関係団体が行うイベントや、パンフレットなどをおして普及啓発が進められてきましたが、これらを継続する必要があります。

#### イ 分野目標と施策

##### (ア) 分野目標

○ がんに関する正しい知識を持ち、自分や身近な人が罹患しても、正しく対応できる

##### (イ) 施策

○ 施策目標 1 がんに関する正しい知識を持っている

<p>施策 1. がんの予防・検診及び医療に関する普及啓発を進める</p> <p>○県、市町村及び医療機関等関係機関は連携して、科学的根拠に基づくがんに関する情報の普及啓発に取り組む。</p> <p>○事業者は、従業員ががんの予防のため、健康な生活習慣の重要性を知り、健康の増進に努めることができる環境整備の一環として、がんの予防・検診及び医療に関する普及啓発を進めるよう努める。</p>
<p>施策 2. 学校におけるがん教育を推進する</p> <p>○県及び市町村は連携して、学校におけるがん教育を推進する。</p>
<p>施策 3. 関係機関と連携した普及啓発を進める</p> <p>○県、市町村及び医療機関等関係機関は連携して、患者やがん罹患経験者に対する県民の理解を促すよう、普及啓発に取り組む。</p>

ウ 指標

目標	指標	現状値（県）	目標値	出典等
がんに関する正しい知識を持ち、自分や身近な人が罹患しても、正しく対応できる	(参考)「問 39. あなたは、周囲（家族、友人、近所の人、職場関係者など）の人からがんに対する偏見を感じますか?」という問いに対し、1. よく感じる、または2. ときどき感じる、と回答した患者の割合	12.5%	減少	現状値：「指標に見るわが国のがん対策」（平成 27 年 11 月国立がん研究センター P307）指標 c10e（2012 年患者体験調査）
がんに関する正しい知識を持っている	(参考) 保健体育・がん教育の公開研究事業	1 校	※	現状値：平成 29 年度実施校数 ※目標値：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課実施予定の「第 3 期がん対策推進基本計画の策定について」による実施状況調査を踏まえ、指標等について、教育庁と調整の上設定予定
	がん検診受診率 50% 達成に向けた集中キャンペーン月間中に、普及啓発活動を実施した市町村数	11	41	H29 年度厚生労働省・沖縄県健康長寿課調べ





## 第3章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1 がん登録

#### (1) 現状と課題

- 沖縄県の地域がん登録は、昭和 63（1988）年から実施されており、がん患者の発症、死亡及び医療状況の実態を調査することにより、がん対策の推進と医療水準の向上が図られてきましたが、地域がん登録は、都道府県間で登録の精度が異なることや、全国のがんの罹患数の実数把握ができないことが課題となっていました。
- がん情報を漏れなく収集するため、平成 28（2016）年 1 月から、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）に基づく全国がん登録が開始され、病院等で診断されたがんの情報が、国において一元的に管理されることとなりました。
- 県内では全ての病院と、知事が指定する 70 診療所（平成 30 年 1 月 1 日時点）が、全国がん登録に関する届出を実施しています。
- 拠点病院等やがん診療を行う医療機関においては、全国がん登録に加え、より詳細ながんの罹患・診療に関する情報を収集する院内がん登録が実施されています。
- がん登録によって得られる情報を、患者にとってより理解しやすい形に加工して提供する必要があります。





## (2) 分野目標と施策

### ア 分野目標

- がん登録情報が、がん対策・研究に利活用されている

### イ 施策

- 施策目標1 データの収集・分析が行われている

施策1. 全国がん登録を継続的に実施する
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拠点病院等は、がんを診断した場合その情報をオンラインで届け出る。</li> <li>○ がん診療を行う医療機関は、がんを診断した場合、オンラインでその情報を届け出るよう努める。</li> <li>○ 県は、関係機関と連携し、全国がん登録における指定診療所を増やす。</li> </ul>
施策2. 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は院内がん登録を行う
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拠点病院等やがん診療を行う医療機関は、院内がん登録の実施に努める。</li> </ul>
施策3. がん登録情報が適切に活用されている
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん登録によって得られた正確な情報に基づくがん対策の立案、各地域の実情に応じた施策の実施、がんのリスクやがん予防等についての研究の推進及び患者やその家族等に対する適切な情報提供を推進する。</li> </ul>

## 2 計画の進捗管理体制

○ 県は、計画に基づくがん対策の進捗管理に関するPDCAサイクルを回し、施策に反映します。

○ 県は、計画の進捗管理のため、3年を目途に中間評価を行います。評価にあたっては、沖縄県がん対策推進計画検討会から意見を聴取します。評価の結果、計画の変更が必要な場合には、条例に基づき沖縄県がん対策推進協議会に諮問します。

○ 県は、がん対策の推進について意見交換を行うため、定期的に沖縄県がん対策推進計画検討会を開催します。

---

第3次沖縄県がん対策推進計画 (2018-2023)

編集／沖縄県保健医療部健康長寿課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話番号:098-866-2209 FAX番号:098-866-2289

---



沖縄県